

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令について

1. 趣旨

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の制定に伴い、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）について所要の改正を行う。

2. 省令改正の概要

地方公務員等共済組合法施行規則に規定する別紙様式において、元号を平成から令和に改める。

3. スケジュール

官報掲載：令和元年 5 月 7 日

施行期日：令和元年 5 月 7 日